

## 第四級海上無線通信士「法規」試験問題

20問1時間30分

A-1 無線局の免許の内容の変更に関する次の事項のうち、免許人が変更検査（電波法第18条に定める検査をいう。）を受けなければ、その変更に係る部分を運用してはならないとき（注）に該当するものはどれか。電波法（第18条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 総務省令で定める場合を除く。

- 1 電波法第17条（変更等の許可）の規定により、総務大臣の許可を受けて、船舶局の通信の相手方又は通信事項を変更したとき。
- 2 電波法第19条（申請による周波数等の変更）の規定により、総務大臣から識別信号の指定の変更を受けたとき。
- 3 電波法第17条（変更等の許可）の規定により、無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更の工事について、総務大臣の許可を受け、その変更又は変更の工事を行ったとき。
- 4 電波法第20条（免許の承継）の規定により、船舶局のある船舶について、船舶の所有権の移転により船舶を運行する者に変更があったため、免許人の地位を承継し、その旨を総務大臣に届け出たとき。

A-2 無線従事者の免許、欠格事由、無線従事者に対する処分及び無線従事者の免許証に関する次の記述のうち、電波法（第41条、第42条及び第79条）及び電波法施行規則（第38条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線従事者になろうとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。
- 2 総務大臣は、電波法第79条（無線従事者の免許の取消し等）第1項の規定により無線従事者の免許を取り消され、取消しの日から2年を経過しない者に対しては、無線従事者の免許を与えないことができる。
- 3 総務大臣は、無線従事者が電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、その免許を取り消し、又は3箇月以内の期間を定めてその業務に従事することを停止することができる。
- 4 無線従事者の免許証は、無線従事者がその業務に従事しているときは、その無線局の主たる送信装置のある場所の見やすい箇所に掲げておかなければならない。ただし、掲示を困難とするものについては、掲示を要しない。

A-3 海岸局及び船舶局の運用に関する次の記述のうち、電波法（第62条）及び無線局運用規則（第21条及び第58条の11）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 海岸局は、船舶局から自局の運用に妨害を受けたときは、妨害している船舶局に対して、その妨害を除去するために必要な措置をとることを求めることができる。
- 2 船舶局は、海岸局と通信を行う場合において、通信の順序若しくは時刻又は使用電波の型式若しくは周波数について、海岸局から指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。
- 3 海上移動業務における無線電話による呼出しは、1分間の間隔において2回反復することができる。呼出しを反復しても応答がないときは、少なくとも15分間の間隔をおかなければ、呼出しを再開してはならない。
- 4 船舶局の運用は、その船舶の航行中に限る。ただし、受信装置のみを運用するとき、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信その他総務省令で定める通信を行うとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。

A-4 次の記述のうち、無線局運用規則（第10条）の規定に照らし、一般通信方法における無線通信の原則として、この規定に定めるところに該当しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 必要のない無線通信は、これを行ってはならない。
- 2 無線通信は、できる限り速い送信速度で行わなければならない。
- 3 無線通信に使用する用語は、できる限り簡潔でなければならない。
- 4 無線通信を行うときは、自局の識別信号を付して、その出所を明らかにしなければならない。

A-5 次の記述は、免許状に記載した事項の遵守について述べたものである。電波法（第52条）及び電波法施行規則（第37条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局は、免許状に記載された  **A** の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次に掲げる通信については、この限りでない。
- (1) 遭難通信 (2) 緊急通信 (3) 安全通信 (4) 非常通信 (5) 放送の受信 (6) その他総務省令で定める通信
- ② 次の(1)から(5)までに掲げる通信は、①の(6)の「その他総務省令で定める通信」とする。
- (1)  **B**
- (2) 船位通報に関する通信
- (3) 漁業用の海岸局と漁船の船舶局との間で行う  **C**
- (4) 気象の照会又は時刻の照合のために行う海岸局と船舶局との間の通信
- (5) その他電波法施行規則第37条（免許状の目的等にかかわらず運用することができる通信）各号に定める通信

| A                               | B                     | C                       |
|---------------------------------|-----------------------|-------------------------|
| 1 目的又は通信の相手方若しくは通信事項            | 無線機器の試験又は調整をするために行う通信 | 国又は地方公共団体の漁撈の指導監督に関する通信 |
| 2 目的又は通信の相手方若しくは通信事項            | 電気通信業務の通信             | 国又は地方公共団体の事務の周知に関する通信   |
| 3 目的、通信の相手方若しくは通信事項又は電波の型式及び周波数 | 無線機器の試験又は調整をするために行う通信 | 国又は地方公共団体の事務の周知に関する通信   |
| 4 目的、通信の相手方若しくは通信事項又は電波の型式及び周波数 | 電気通信業務の通信             | 国又は地方公共団体の漁撈の指導監督に関する通信 |

A-6 次の記述は、海上移動業務の無線局の聴守義務について述べたものである。電波法（第65条）及び無線局運用規則（第42条から第44条の2まで）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① デジタル選択呼出装置を施設している船舶局又は海岸局であって、F1B電波2,187.5kHz及びF2B電波156.525MHzの指定を受けているものは  **A**、これらの周波数で聴守をしなければならない。(注)
- 注 ただし、船舶局にあつては、無線設備の緊急の修理を行う場合又は現に通信を行っている場合であつて、聴守することができないとき及び海岸局については、現に通信を行っている場合は、この限りでない。以下同じ。
- ② 船舶局であつて電波法第33条（義務船舶局の無線設備の機器）の規定により  **B** を備えるものは、F1B電波424kHzの電波を受けることができる場合は、その聴守については、F1B電波424kHzで海上安全情報を送信する無線局の通信圏として総務大臣が別に告示するものの中にあるとき常時、その周波数で聴守をしなければならない。
- ③ F3E電波156.8MHzの指定を受けている船舶局（旅客船又は総トン数300トン以上の船舶であつて、国際航海に従事するものの船舶局を除く。）は、その船舶の航行中常時、 **C** 聴守するものとする。

| A         | B             | C           |
|-----------|---------------|-------------|
| 1 常時      | デジタル選択呼出専用受信機 | その周波数をできる限り |
| 2 できる限り常時 | デジタル選択呼出専用受信機 | その周波数を      |
| 3 常時      | ナブテックス受信機     | その周波数をできる限り |
| 4 できる限り常時 | ナブテックス受信機     | その周波数を      |

A-7 次の記述は、海上移動業務における無線電話通信において自局の呼出しが他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けた場合の措置について述べたものである。無線局運用規則（第22条及び第18条）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局は、自局の呼出しが他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、直ちに  **A** しなければならない。無線設備の機器の試験又は調整のための電波の発射についても同様とする。
- ② ①の通知をする無線局は、その通知をするに際し、 **B** を示すものとする。

| A                      | B             |
|------------------------|---------------|
| 1 その呼出しを中止             | 受けている混信の程度    |
| 2 その呼出しを中止             | 分で表す概略の待つべき時間 |
| 3 空中線電力を低下し、混信を与えないように | 分で表す概略の待つべき時間 |
| 4 空中線電力を低下し、混信を与えないように | 受けている混信の程度    |

A-8 次の記述は、海上移動業務の無線電話通信における電波を発射する前の措置について述べたものである。無線局運用規則（第19条の2及び第18条）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局は、相手局を呼び出そうとするときは、電波を発射する前に、 **A** に調整し、自局の発射しようとする  **B** によって聴守し、他の通信に混信を与えないことを確かめなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信を行う場合は、この限りでない。
- ② ①の場合において、他の通信に混信を与えるおそれがあるときは、 **C** でなければ呼出しをしてはならない。

| A             | B                  | C              |
|---------------|--------------------|----------------|
| 1 受信機を最良の感度   | 電波の周波数その他必要と認める周波数 | その通信が終了した後     |
| 2 受信機を最良の感度   | 電波の周波数             | 少なくとも10分間経過した後 |
| 3 送信機を最良の動作状態 | 電波の周波数その他必要と認める周波数 | 少なくとも10分間経過した後 |
| 4 送信機を最良の動作状態 | 電波の周波数             | その通信が終了した後     |

A-9 遭難呼出し及び遭難通報の送信の反復は、どのようにしなければならないか。無線局運用規則（第81条）の規定に照らし、最も適切なものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 遭難呼出し及び遭難通報は、少なくとも3回連続して送信し、適当な間隔をおいてこれを反復しなければならない。
- 2 遭難呼出し及び遭難通報の送信は、その遭難通報に対する応答があるまで、必要な間隔を置いて反復しなければならない。
- 3 遭難呼出し及び遭難通報の送信は、他の無線局の通信に混信を与えるおそれがある場合を除き、遭難通報に対する応答があるまで、必要な間隔を置いて反復しなければならない。
- 4 遭難呼出し及び遭難通報の送信は、1分間以上の間隔をおいて2回反復し、これを反復しても応答がないときは、少なくとも3分間の間隔をおかなければ反復を再開してはならない。

A-10 遭難通報等を受信した海岸局又は船舶局のとるべき措置に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第81条の7）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 船舶局は、遭難通報を受信したときは、直ちにこれをその船舶の責任者に通知しなければならない。
- 2 海岸局及び船舶局は、遭難呼出しを受信したときは、これを受信した周波数で聴守を行わなければならない。
- 3 船舶局は、衛星非常用位置指示無線標識の通報、捜索救助用レーダートランスポンダの通報又は捜索救助用位置指示送信装置の通報を受信したときは、直ちにこれをその船舶の責任者及び海上保安庁その他の救助機関に通報しなければならない。
- 4 海岸局は、遭難呼出しを受信し、これを受信した周波数で聴守を行った場合であって、その聴守において、遭難通報を受信し、かつ、遭難している船舶又は航空機が自局の付近にあることが明らかであるときは、直ちにその遭難通報に対して応答しなければならない。

A-11 遭難通信、緊急通信及び安全通信の取扱いに関する次の記述のうち、電波法（第66条から第68条まで）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 海岸局及び船舶局は、遭難通信を受信したときは、他の一切の無線通信に優先して、直ちにこれに応答し、かつ、遭難している船舶又は航空機を救助するため最も便宜な位置にある無線局に対して通報する等総務省令で定めるところにより救助の通信に関し最善の措置をとらなければならない。
- 2 無線局は、遭難信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第1号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、すべての電波の発射を直ちに中止しなければならない。
- 3 海岸局及び船舶局は、緊急信号又は電波法第52条第2号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を行う場合を除き、その通信が自局に関係のないことを確認するまでの間（総務省令で定める場合には、少なくとも3分間）継続してその緊急通信を受信しなければならない。
- 4 海岸局及び船舶局は、安全信号又は電波法第52条第3号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、その通信が自局に関係のないことを確認するまでその安全通信を受信しなければならない。

A-12 次の記述は、海上移動業務における遭難通信、緊急通信又は安全通信において使用する電波について述べたものである。無線局運用規則（第70条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の  内には、同じ字句が入るものとする。

海上移動業務における遭難通信、緊急通信又は安全通信は、次の(1)から(3)に掲げる場合にあっては、それぞれ(1)から(3)に掲げる電波を使用して行うものとする。ただし、 A を行う場合であって、これらの周波数を使用することができないか又は使用することが不適当であるときは、この限りでない。

(1) デジタル選択呼出装置を使用する場合

F1B電波  B、4,207.5kHz、6,312kHz、8,414.5kHz、12,577kHz若しくは16,804.5kHz又はF2B電波156.525MHz

(2) デジタル選択呼出通信に引き続いて無線電話を使用する場合

J3E電波2,182kHz、4,125kHz、6,215kHz、8,291kHz、12,290kHz若しくは16,420kHz又はF3E電波  C

(3) 無線電話を使用する場合（(2)に掲げる場合を除く。）

A3E電波27,524kHz若しくはF3E電波  C 又は通常使用する呼出電波

| A            | B          | C         |
|--------------|------------|-----------|
| 1 遭難通信又は緊急通信 | 2,174.5kHz | 156.8 MHz |
| 2 遭難通信又は緊急通信 | 2,187.5kHz | 156.65MHz |
| 3 遭難通信       | 2,174.5kHz | 156.65MHz |
| 4 遭難通信       | 2,187.5kHz | 156.8 MHz |

A-13 無線局の免許人は、検査の結果について総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）から指示を受け相当な措置をしたときは、どうしなければならないか。電波法施行規則（第39条）の規定に照らし、最も適切なものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 指示を受けた事項について行った相当な措置の内容を無線業務日誌に記載しなければならない。
- 2 指示を受けた事項について相当な措置をした旨を総合通信局長に報告し、再度検査を受けなければならない。
- 3 指示を受けた事項について相当な措置をした旨を検査職員に報告し、その検査職員の確認を受けなければならない。
- 4 指示を受けた事項について行った相当な措置の内容を無線検査簿又は無線局検査結果通知書の記載欄に記載するとともに総合通信局長に報告しなければならない。

A-14 次の記述は、無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認めるときに総務大臣が免許人に対して行う処分等について述べたものである。電波法（第72条及び第73条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 総務大臣は、無線局の発射する電波の質が電波法第28条（電波の質）の総務省令で定めるものに適合していないと認めるときは、当該無線局に対して臨時に  A  の停止を命ずることができる。
- ② 総務大臣は、①の命令を受けた無線局からその発射する電波の質が同法第28条の総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出を受けたときは、その無線局に  B  なければならない。
- ③ 総務大臣は、①の  A  の停止を命じたとき、②の申出があったとき、その他電波法の施行を確保するため特に必要があるときは、 C  ことができる。

| A        | B              | C                          |
|----------|----------------|----------------------------|
| 1 電波の発射  | 電波を試験的に発射させ    | その職員を無線局に派遣し、その無線設備等を検査させる |
| 2 無線局の運用 | 電波の質の測定結果を報告させ | その職員を無線局に派遣し、その無線設備等を検査させる |
| 3 無線局の運用 | 電波を試験的に発射させ    | 免許人に対し、文書で報告を求める           |
| 4 電波の発射  | 電波の質の測定結果を報告させ | 免許人に対し、文書で報告を求める           |

B-1 次の記述は、無線局の廃止等について述べたものである。電波法（第22条から第24条まで、第78条及び第113条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 免許人（包括免許人を除く。）は、その無線局を  ア  ときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- ② 免許人（包括免許人を除く。）が無線局を廃止したときは、免許は、その効力を失う。
- ③ 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、 イ  以内にその免許状を  ウ  しなければならない。
- ④ 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、遅滞なく  エ  を撤去しなければならない。
- ⑤ ④に違反した者は、 オ  に処する。

|             |        |             |               |      |      |
|-------------|--------|-------------|---------------|------|------|
| 1 廃止する      | 2 廃止した | 3 1箇月       | 4 1週間         | 5 廃棄 | 6 返納 |
| 7 送信装置及び空中線 | 8 空中線  | 9 30万円以下の罰金 | 10 100万円以下の罰金 |      |      |

B-2 次の事項のうち、電波法（第76条第1項）の規定に照らし、免許人が電波法又は電波法に基づく命令に違反したときに、総務大臣からその無線局について受けることがある処分に該当するものを1、これに該当しないものを2として解答せよ。

- ア 無線局の免許の取消しの処分
- イ 期間を定めて行われる運用許容時間の制限の処分
- ウ 期間を定めて行われる周波数又は空中線電力の制限の処分
- エ 3箇月以内の期間を定めて行われる無線局の運用の停止の処分
- オ 期間を定めて行われる通信の相手方又は通信事項の制限の処分

B-3 無線業務日誌に記載する事項に関する次の事項のうち、電波法施行規則（第40条）の規定に照らし、義務船舶局の無線業務日誌に記載しなければならない事項に該当するものを1、これに該当しないものを2として解答せよ。

- ア 自局の船舶の航行中正午及び午後8時におけるその船舶の位置
- イ レーダーの維持の概要及びその機能上又は操作上に現れた特異現象の詳細
- ウ 船舶局が外国において、当該外国の主管庁による無線局の検査を受けたときは、その事実及び検査の概要
- エ 無線局運用規則第6条に規定する義務船舶局等の無線設備の機能試験及び同規則第7条に規定する双方向無線電話の機能試験を行ったときは、その結果の詳細
- オ 通信のたびごとに通信の開始及び終了の時刻、相手局の識別信号、自局及び相手局の使用電波の型式及び周波数、使用した空中線電力並びに相手局から通知を受けた事項の概要

B-4 次の表の各欄の記述は、それぞれ電波の型式の記号表示と主搬送波の変調の型式、主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式に分類して表す電波の型式を示すものである。電波法施行規則（第4条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

| 電波の型式<br>の記号                   | 電 波 の 型 式                      |  |                                |
|--------------------------------|--------------------------------|--|--------------------------------|
|                                | 主搬送波の変調の型式                     | 主搬送波を変調する信号の性質                             | 伝送情報の型式                        |
| A 3 E                          | <input type="text" value="ア"/> | アナログ信号である単一チャンネルのもの                        | 電話（音響の放送を含む。）                  |
| <input type="text" value="イ"/> | 角度変調で位相変調                      | デジタル信号である単一チャンネルのものであって、変調のための副搬送波を使用しないもの | 電信（自動受信を目的とするもの）               |
| J 2 C                          | <input type="text" value="ウ"/> | デジタル信号である単一チャンネルのものであって、変調のための副搬送波を使用するもの  | <input type="text" value="エ"/> |
| J 3 E                          | <input type="text" value="ウ"/> | アナログ信号である単一チャンネルのもの                        | 電話（音響の放送を含む。）                  |
| <input type="text" value="オ"/> | パルス変調で無変調パルス列                  | 変調信号のないもの                                  | 無情報                            |

- |                     |                     |
|---------------------|---------------------|
| 1 振幅変調で両側波帯         | 2 振幅変調で全搬送波による単側波帯  |
| 3 G 1 B             | 4 F 1 B             |
| 5 振幅変調で低減搬送波による単側波帯 | 6 振幅変調で抑圧搬送波による単側波帯 |
| 7 ファクシミリ            | 8 データ伝送             |
| 9 P 0 N             | 10 P 7 N            |

B-5 次の事項のうち、電波法施行規則（第37条）及び無線局運用規則（第40条）の規定に照らし、入港中の船舶の船舶局を運用することができる場合に該当するものを1、これに該当しないものを2として解答せよ。

- ア 無線機器の試験又は調整をするために通信を行う場合
- イ 26.175MHzを超え470MHz以下の周波数の電波により通信を行う場合
- ウ 無線局の免許人のための通信であって、急を要するものを海岸局との間で行う場合
- エ 中短波帯の周波数の電波により、気象の照会又は時刻の照会のために海岸局と通信を行う場合
- オ 無線通信によらなければ他に陸上との連絡手段がない場合であって、急を要する通報を海岸局に送信する場合

B-6 海上移動業務の無線電話通信における不確実な呼出しに対する応答に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第26条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものを1、この規定に定めるところに適合しないものを2として解答せよ。

- ア 無線局は、自局に対する呼出しであることが確実でない呼出しを受信したときは、その呼出しが反復され、かつ、自局に対する呼出しであることが確実に判明するまで応答してはならない。
- イ 無線局は、自局に対する呼出しであることが確実でない呼出しを受信したときは、応答事項のうち、相手局の呼出名称の代わりに「誰かこちらを呼びましたか」の語を使用して、直ちに応答しなければならない。
- ウ 無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出名称が不確実であるときは、その呼出しが反復され、かつ、呼出局の呼出名称が確実に判明するまで応答してはならない。
- エ 無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出名称が不確実であるときは、応答事項のうち相手局の呼出名称の代わりに「誰かこちらを呼びましたか」の語を使用して、直ちに応答しなければならない。
- オ 無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出名称が不確実であるときは、応答事項のうち相手局の呼出名称の代わりに「各局」の語を使用して、直ちに応答しなければならない。